

## 柏崎市建設工事請負業者等指名停止措置要領

制定	平成	7年1月20日	伺定 (同年2月1日実施)
改正	平成	16年3月26日	伺定 (同年4月1日実施)
改正	平成	21年4月30日	伺定 (同年5月1日実施)
改正	平成	23年2月28日	伺定 (同年3月1日実施)
改正	平成	23年5月27日	伺定 (同年6月1日実施)

### (趣旨)

第1条 この要領は、柏崎市が行う建設工事及び調査測量設計(以下「工事等」という。)の指名競争入札又は随意契約に参加する資格を有する者(以下「有資格業者」という。)に対して、指名業者又は随意契約の協議の相手方の選定対象から除外(以下「指名停止」という。)するに必要な事項について定める。

### (指名停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、該当有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 市長が指名停止を行ったときは、工事等の指名業者の選定について権限を有する者は、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

### (下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請人があることが明らかになったときは、当該下請人について、元請負人の指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員(明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は第2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

### (指名停止期間の特例)

第4条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれの指名停止期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止期間の短期は、当該各号に定める短期の2倍(当初の指名停止期間が1か月に満たないときは、1.5倍)の期間とする。

- (1) 別表第1各号又は、別表第2各号の措置要件に係る指名停止期間の満了後1か年を経過するまでの間(指名停止期間中を含む。)に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置の要件に該当することとなったとき。
- (2) 別表第2第1号から第3号まで、又は第4号から第9号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで、又は第4号から第9号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)
- 3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍(当該長期の2倍が36か月を超える場合は36か月)まで延長することができる。
- 5 市長は、指名停止期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号、前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 市長は、指名停止期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(指名停止の通知)

- 第5条 市長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、前条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は前条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞無く通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認められる相当な理由があるときは、通知を省略することができる。
- 2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

- 第6条 随意契約の相手方の選定について権限を有するものは、指名停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りではない。

(下請等の不承認)

- 第7条 指名停止期間中の有資格業者については、市発注工事等を下請又は受託することを承認しないものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

- 第8条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

別表第1(第2条関係)

柏崎市内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 柏崎市が発注する建設工事等の請負契約に係る一般競争及び指名競争入札において、競争参加資格確認申請書その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>1か月以上6か月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事等)</p> <p>2 柏崎市(公社等柏崎市設立に係る団体を含む。)が発注した建設工事等(以下「市発注工事等」という。)の実施に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき。(かしが軽微であると認められるときを除く。)</p>	<p>1か月以上6か月以内</p>
<p>3 柏崎市内における工事等で前号に掲げるもの以外のもの(以下この表において「一般工事等」という。)の実施に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められたとき。</p>	<p>1か月以上3か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事等の実施に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>2週間以上4か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 市発注工事等の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p>	<p>1か月以上6か月以内</p>
<p>6 一般工事等の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>1か月以上3か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)</p> <p>7 市発注工事等の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者、負傷者若しくはその他の事由による休業者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>2週間以上4か月以内</p>
<p>8 一般工事等の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者、負傷者若しくはその他の事由による休業者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>2週間以上2か月以内</p>

別表第2(第2条関係)  
 賄賂及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(賄 賂)</p> <p>1 次のア、イ又はウに掲げる者が柏崎市職員に対して行った賄賂の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)</p> <p>イ 有資格業者の役員(執行役員を含む)又はその支店若しくは営業所(常時工事等の契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で、アに掲げる者以外の者(以下「一般役員等」という。)</p> <p>ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外の者(以下「使用人」という。)</p> <p>2 次のア、イ又はウに掲げる者が新潟県内の他の公共機関の職員に対して行った賄賂の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等                      イ 一般役員等                      ウ 使用人</p> <p>3 次のア又はイに掲げる者が新潟県外の公共機関の職員に対して行った賄賂の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等                      イ 一般役員等</p>	<p>4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内                      2か月以上6か月以内                      1か月以上3ヶ月以内</p> <p>3か月以上9か月以内                      1か月以上3か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 新潟県、富山県及び石川県の区域内において、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の相手方として不相当であると認められるとき。(次号に掲げる場合を除く。)</p> <p>5 市発注工事等の実施に当たり、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>2か月以上9か月以内</p> <p>3か月以上12か月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>6 一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次号に掲げる場合を除く。)</p> <p>7 市発注工事等の実施に当たり、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>8 代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次号に掲げる場合を除く。)</p> <p>9 市発注工事等の実施に当たり、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>2 か月以上 1 2 か月以内</p> <p>3 か月以上 1 2 か月以内</p> <p>3 か月以上 1 2 か月以内</p> <p>4 か月以上 1 2 か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>10 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>11 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>1 か月以上 9 か月以内</p> <p>1 か月以上 9 か月以内</p>
<p>(暴力的不法行為等)</p> <p>12 有資格業者である個人、有資格業者の役員又は使用人が、暴力団関係者であるとき又は暴力団関係者が有資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>13 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用してしていると認められるとき。</p> <p>14 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、名目の如何を問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと認められるとき。</p> <p>15 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、暴力団関係業者であることを知りながら、その業者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約を締結していると認められるとき。</p> <p>16 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	<p>1 2 か月以上</p> <p>1 2 か月以上</p> <p>6 か月以上 1 2 か月以内</p> <p>3 か月以上 1 2 か月以内</p> <p>3 か月以上 1 2 か月以内</p>